平成２１年（フ）第３８４号
兵庫県姫路市網干区余子浜137番地１
債務者　梅澤　孝之
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３号
鳥取県倉吉市小鴨604番地１　中河原２住宅２号
債務者　藤本奈穂美
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第６０号
鳥取県倉吉市福庭町２丁目130番地
債務者　林　美由樹
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第３８４号
広島市南区宇品御幸４丁目11番９―201号
債務者　藤川　広海
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７０７号
広島県安芸郡熊野町萩原２丁目12番７号
債務者　志々田信子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９５号
広島県三原市大和町和木1682番地
債務者　野田　則子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８２０号
広島市中区榎町３番４―203号タウンハウス
債務者　岡村　英子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８０号
広島市西区鈴が峰町39番７―301号
債務者　越智洋之介
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９０６号
広島県廿日市市串戸３丁目21番９号
債務者　石田　美樹
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９５８号
広島市安佐北区亀山４丁目12番５―３―103号　ビューバレーＡ
債務者　新宅　俊之
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５号
福岡県久留米市通町101番地８　エバーライフ通町805号
債務者　徳永　睦実
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２２８号
福岡県久留米市国分町1216番地３　ルネス国分402号
債務者　高橋　海澄
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２４号
宮崎県串間市大字都井2887番地
債務者　代口由美子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
北海道苫小牧市しらかば町１丁目１番11号
債務者　林　　礼
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１５３号
北海道苫小牧市美園町２丁目４番６号
債務者　土屋　安江
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１５９号
北海道勇払郡安平町安平771番地５
債務者　板野　正幸
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２０年（フ）第１９０号
宮城県角田市角田字町165番地１、申立時の住所宮城県角田市角田字田町78番地２
債務者　金上　吉子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第１９１号
宮城県角田市角田字町165番地１、申立時の住所宮城県角田市角田字田町78番地２
債務者　金上　浩之
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部